

これは  
避難者通信 25号(2017年3月31日)  
として通信した文面の紹介です。

各位  
お元気ですか？

## 民医連・医療生協、医療支援の継続決定

民医連、医療生協は協同病院に於いて東日本大震災支援の医療支援：医療費自己負担額の免除をなさってくれていました。感謝に堪えません。  
私ども「原発事故避難者に公的支援を求める会」・「つなごう命の会」等は、かねてから民医連、医療生協に対しまして、医療支援の継続をお願いしてきたところです。  
この度、民医連、医療生協が医療支援継続を確認してくださり、受診方法についても指示してくださいました。

医療支援を受けられる方は、明日から必要になる医療支援をしていただく要件ですので、急遽ご連絡いたします。

医療支援を受けられる条件にある方は3つのカテゴリーが有り、「支給決定の通知」の写しなどを提出することとなっています。また、「変更の可能性もある」としてありますのでご注意ください。

以下、つなごう命の会、会長に対する医療生協としてのご回答の要旨をご紹介します。

\*\*\*\*\*

「医療支援の継続に関する検討依頼」の件につきまして、東日本大震災支援協力会議による「ニライカナイカード」が年度末をもって終了するにあたり、沖縄医療生協では、被災者支援にかかる医療支援は、引き続き行っていくことの基本的立場を確認しました。

その後、当面の具体的な支援内容につきましては、検討した結果、下記の要項となりましたので、お知らせいたします。

現段階におきましては、医療費支援の根拠としてきたニライカナイカードに替わる具体的な要件内容が、狭くなると思われます。その範囲で可能な限りの医療費支援を提供したいと考えておりますので、ご理解のほど、よろしく願いいたします。

## 記

### 1. 沖縄医療生協における東日本大震災支援にかかる避難者の医療支援について

次の要件に該当する方を、医療支援（医療費自己負担額の免除）とします。

- (1) 災害救助法に基づく住宅支援を受けている方
  - ・宮城県、福島県、岩手県の方が対象です。
- (2) 民間賃貸住宅等家賃補助金の受けている方
  - ・福島県の方が対象です。
- (3) 無料・低額診療事業にもとづく要件に当てはまる方
  - ・世帯収入が生活保護基準額 100%以上 130%未満の方
  - ・被災、解雇等により、当面の費用負担が困難な方

(1) (2) の場合、支給決定通知の写しをご用意ください。

(3) の場合、まずは事業所の窓口へお申し出ください。

#### ◇その他

・ニライカナイカードにて、医療生協の医療機関をご利用されてこられた方で、2017年4月1日以降、医療支援の対象とならない場合もありえますので、ご留意下さい。

・医療支援の内容は、今後、変更することもあります。

\*\*\*\*\*

いずれ、この支援継続は広く周知される予定ですが、お近くに該当する方がいらっしゃる場合はぜひご連絡してください。

## 感謝状贈呈

沖縄民医連、沖縄医療生協は医療支援に於いて被災者を助けてくださいました。また避難者健診をも実施してくださいました。どれほど多くの方が救われたことでしょうか！

その医療支援をしてくださったことに対して感謝状を捧げます。

ご都合付く方はご参加ください。

沖縄医療生活協同組合 殿

沖縄県民主医療機関連合会 殿

日時 4月5日(水) 16:30～ (集合時間は16:20)

場所 健康企画ビル 3F (沖縄協同病院隣接)